

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則（案）の概要

○**目的** 令和元年10月に、幼児教育・保育の無償化に伴う市立幼稚園預かり保育の料金改定について、施行1年が過ぎたことから、保護者ニーズの把握を行うとともに、コロナ禍における子育て世帯を取り巻く社会情勢等を鑑み、子育て支援としての市立幼稚園預かり保育事業のあり方を再度検討し規則の改正を行う。

○**改正の背景となる社会情勢の変化**

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て世帯への継続的な支援として、市立幼稚園預かり保育を見直す必要が生じている。

- ・ コロナ禍における子育て世帯への経済的支援の必要性

コロナショックにより世界的に経済危機の深刻化や長期化が懸念されている。本市においても就学前幼児を抱える保護者の就労状況や就労形態への影響が、今後、顕在化することが予想される。そのために、預かり保育利用料金を下げ、子育て世帯への経済的・精神的負担の軽減をはかる。

- ・ コロナ禍におけるこどもの居場所作りと子育て支援の必要性

感染予防の観点から、子どもがお友達の家に遊びに行くといった家庭間の往来が自粛されたり、商業施設や各店舗では人数制限が行われるなどし、気軽に子ども連れで出かけられず、子どもも保護者もストレスや不安を抱えている。このことから、こどもの居場所として、預かり保育を利用できるよう利用料金を見直す。

○**改正内容**

保護者を対象に実施したアンケート（※）結果をもとに、保護者ニーズに沿った本市独自のきめ細かな料金体系とし、併せて、こども園で生じる認定の違いによる料金の齟齬を解消する。

- ・ 1時間150円（10円未満端数が生じる場合は切り捨て）
- ・ 1号認定児と新2号認定児について、同一料金とする（準新2号の廃止）
- ・ きょうだい減免は継続実施
- ・ こども園における、保育園児と幼稚園児の応益負担の整合性を担保する必要があることから、こども園の利用時間区分の変更（在園児については経過措置を行う）

○**利用時間の区分と料金** <別紙「生駒市立幼稚園預かり保育 利用時間の区分と料金」参照>

○**施行日** 令和3年4月1日

※生駒市立幼稚園預かり保育事業アンケートについて

①実施期間：R2年12月4日（金）～12月18日（金）

②対象：市立幼稚園及びこども園に通園する園児の保護者 721世帯

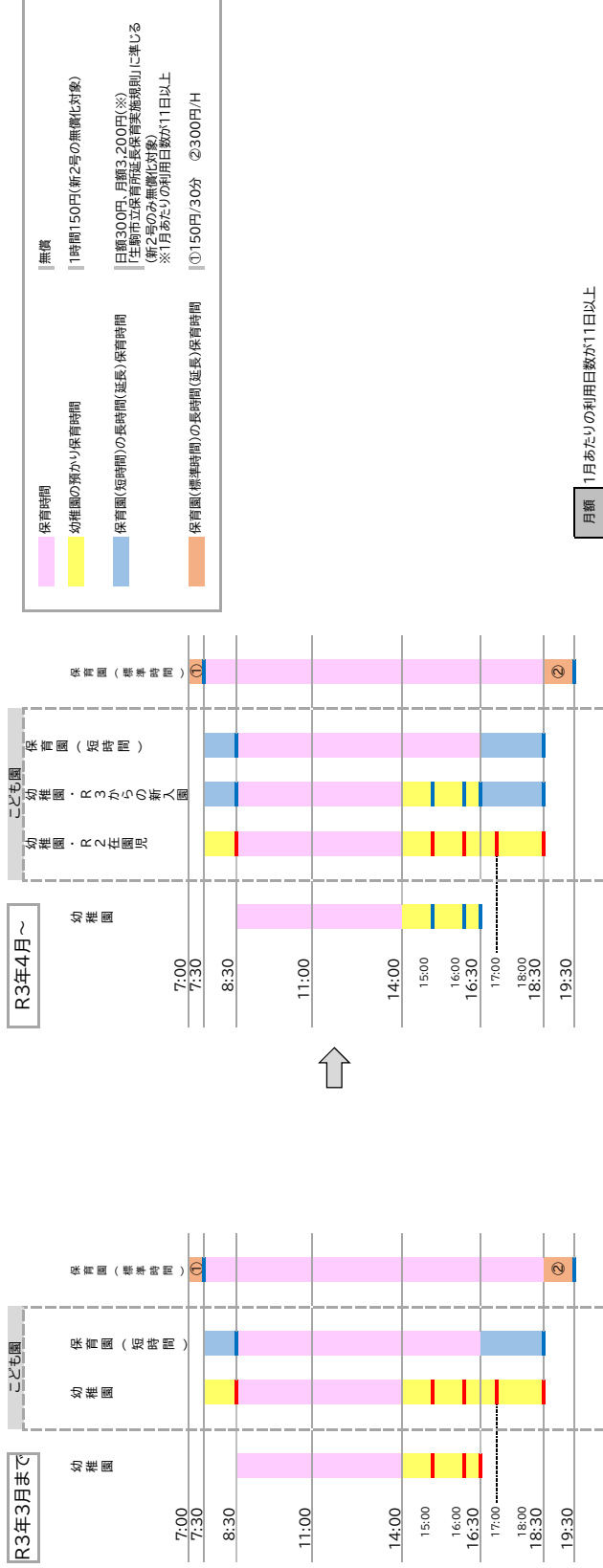
③園児数： 789人（きょうだい68組）

（内訳） 1号認定児（幼稚園児）668人、新2号認定児（保護者が就労64時間以上等 91人、準新2号児（保護者が就労48時間以上64時間未満）30人

④回答率： 約83%（789人中654人が回答）

（内訳） 1号認定児555人、新2号認定児76人、準新2号児23人

生駒市立幼稚園預かり保育 利用時間の区分と料金



- 無償
- 1時間150円(新2号の無償化対象)
 - 1時間300円(新2号の無償化対象)
 - 日額300円、月額3,200円(※)(生駒市立保育所延長保育実施規則に準じる(新2号のみ無償化対象))
 - ※1月あたりの利用日数が11日以上
 - ①150円/30分 ②300円/H

月額 1月あたりの利用日数が11日以上

【通常】

幼稚園		こども園(1号)		幼稚園		こども園 R2在園(1号)		幼稚園		こども園 R2在園(1号)		幼稚園		こども園 R3入園(1号)	
時間帯	料金(円)	時間帯	料金(円)	時間帯	料金(円)	時間帯	料金(円)	時間帯	料金(円)	時間帯	料金(円)	時間帯	料金(円)	時間帯	料金(円)
11:30-15:00	1,050	7:30-8:30	300	11:30-15:00	520	7:30-8:30	150	8:30-12:00	5,500	7:30-8:30	150	8:30-12:00	5,500	7:30-8:30	300
11:30-16:00	525	11:30-15:00	150	11:30-16:00	670	11:30-15:00	520	8:30-16:30	1,200	8:30-12:00	520	8:30-12:00	5,500	8:30-12:00	520
11:30-16:30	750	11:30-17:00	525	11:30-16:30	750	11:30-17:00	820	12:00-16:30	670	8:30-18:30	1,500	8:30-16:30	12,800	8:30-16:30	12,800
14:00-15:00	300	11:30-17:00	1,650	14:00-15:00	150	11:30-18:30	2,100	14:00-16:00	300	12:00-17:00	750	14:00-16:00	300	12:00-16:30	7,100
14:00-16:00	600	11:30-18:30	2,100	14:00-16:00	300	11:30-18:30	1,050	14:00-16:30	370	12:00-18:30	970	14:00-16:30	300	16:30-18:30	7,100
14:00-16:30	300	14:00-17:00	900	14:00-16:30	300	14:00-17:00	450	16:30-18:30	3,200	16:30-18:30	10,300	16:30-18:30	300	16:30-18:30	3,200
14:00-16:30	375	14:00-18:30	1,350	14:00-16:30	370	14:00-18:30	670								

※料金の上段:1号認定児、下段:新2号認定児、革新2号児

【夏休み等】幼稚園 R2年度モテリ変換

時間帯	料金(円)	こども園(1号)	
		日額	月額
8:30-11:30	900	300	3,200
15:00	950	150	1,600
2,200	2,200	1,050	11,500
1,500	1,500	520	5,200
750	750	3,000	32,000
		1,500	16,000
		750	8,000
		1,950	20,800
		975	10,400

※料金の上段:1号認定児、下段:新2号認定児、革新2号児

※合算で1回300円とする
「生駒市立保育所延長保育実施規則」に準拠